



島根県報

令和7年12月26日(金)
第681号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【規則】

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則 (畜産課) 2

【告示】

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (地域福祉課) 3

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 (〃) 4

農地を利用する権利の設定に関する裁定 (農業経営課) 4

換地計画書の縦覧 (農村整備課) 5

解除予定保安林 (森林整備課) 5

知事管理漁獲可能量の設定(3件) (水産課) 5

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (中小企業課) 7

【公 告】

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表 (市町村課) 8

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (農業経営課) 10

河川法の規定による簡易代執行の実施 (河川課) 11

【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部) 12

【議会告示】

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正 (議会事務局) 12

【正誤】

令和7年12月12日付け島根県報第677号中 (警察本部) 12

公布された条例等のあらまし

◇養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則（規則第83号）

1 規則の概要

蜜蜂の飼育の届出及び転飼の申請に係る様式の整備（様式第1号—様式第3号関係）

2 施行期日

令和8年2月1日から施行することとした。

規則

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第83号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則（昭和31年島根県規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

〔

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間	備考
	(うち日本蜜蜂)	1月1日から 月 日まで	
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
	(うち日本蜜蜂)	月 日から12月31日まで	

〕

〔

飼育場所		飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間	備考
所在	地			
	緯度 , 経度 ,	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
	緯度 , 経度 ,	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
	緯度 , 経度 ,	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
	緯度 , 経度 ,	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	

〕

に改め、同様式備考2を次のように改める。

2 所在地は、番地（号まである場合は、号）まで記入すること。なお、飼育場所の記入に代えて地図の添付等でも

可とする。

様式第2号備考2中「配置場所が確認できる情報（番地、号）を「所在地（番地（号まである場合は、号）まで」に改め、「必要に応じ」を削る。

様式第3号中

「

転飼しようとする場所 管理者住所氏名	転飼場所の土地 管理者住所氏名	蜂群数	転飼期間 月 日から 月 日まで	飼養管理者 住所氏名
		(うち日本 蜜蜂)		
		(うち日本 蜜蜂)		

を

」

「

転飼しようとする場所 所在地	転飼場所の土地 管理者住所氏名	蜂群数	転飼期間 月 日から 月 日まで	飼養管理者 住所氏名
緯度 経度			(うち日本 蜜蜂)	
緯度 経度			(うち日本 蜜蜂)	

」

に改め、同様式備考2を次のように改める。

2 所在地は、番地（号まである場合は、号）まで記入すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の養蜂振興法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告示

島根県告示第659号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
大田シルバークリニック	大田市大田町大田イ47-5	令和7年9月30日

島根県告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日		
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地			
				変更前			
有限会社 ジャポネットワークス	出雲市塩治有原町1丁目33番地1	訪問介護	訪問介護ステーション和ごころしまね	出雲市塩治原町1丁目6-26	令和7年6月1日		
		第一号訪問事業		ヴァイデⅡ203			
有限会社 アイライフ	出雲市里方町893-5	福祉用具貸与	有限会社 アイライフ	出雲市高岡町512-1	令和7年12月1日		
		介護予防福祉用具貸与					
		特定福祉用具販売					
		特定介護予防福祉用具販売					

島根県告示第661号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市本庄町741番2	田	1,183
出雲市本庄町764番1	田	1,979
出雲市本庄町765番1	田	2,143

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和8年2月1日	権利の始期から令和18年3月31日まで	53,050

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曽田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
出雲市本庄町741番2	遠藤 美津子
出雲市本庄町764番1	遠藤 美津子
出雲市本庄町765番1	遠藤 美津子

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南中央地区（上乙多田下工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第663号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

1 解除予定保安林の所在場所

江津市松川町上河戸710-9

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第664号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、まあじに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

まあじに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量

令和7年12月26日 公表

まあじに関する令和8管理年度（令和8年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

17,100トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まあじ中型まき網漁業	15,800トン
島根県まあじその他の漁業	現行水準

島根県告示第665号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、まいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

まいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量

令和7年12月26日 公表

まいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度（令和8年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

161,000トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まいわし中型まき網漁業	158,200トン
島根県まいわしその他の漁業	現行水準

島根県告示第666号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する

令和8管理年度における知事管理漁獲可能量

令和7年12月26日 公表

かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年（令和8年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 かたくちいわし対馬暖流系群

1 島根県に配分された漁獲可能量

15,000トンの内数

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県かたくちいわし漁業	15,000トンの内数

第2 うるめいわし対馬暖流系群

1 島根県に配分された漁獲可能量

58,000トンの内数

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県うるめいわし漁業	58,000トンの内数

第3 まだい日本海西部・東シナ海系群

1 島根県に配分された漁獲可能量

6,730トンの内数

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まだい漁業	6,730トンの内数

島根県告示第667号

令和7年島根県告示第549号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）

第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称） ドラッグストア ウエルネス乃白南店

松江市2街区2-1外

2 意見の概要

（1）意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。

ア 本件の計画が公害防止上適切であると認められるためには、環境関連法令を遵守すること。

イ 駐車場の出入り口（店舗敷地北側の交差点側）について、市道大庭布志名線東方向の車両が右折進入出来ないよう、センターライン沿いにラバーポール等の設置をすること。

ウ 駐車場の出入り口（店舗敷地西側）について、市道浜乃木乃白線からの右折進入及び申請地側からの右折出庫を禁止するため、センターライン沿いにラバーポール等の設置をすること。併せて、上記運用方法を看板等により明示すること。

エ 現在整備された区画進入路について、場所を移動する・増設したい場合は、都市整備部道路課と構造等の協議をすること。

オ 上記エについて協議が整った場合、建設総務課道・緑・水辺相談室で道路施行承認の手続きを行うこと。

カ 新規に出店される場所の周辺部は乃木小学校及び湖南中学校の通学路となっている。新規開店時は特に交通量が多くなることが予想され、とりわけ市道大庭布志名線を自転車で通学する生徒の安全確保が必須となる。以上から、開店後1か月程度は児童生徒の安全確保のために出入り口に交通整理員を配置すること。

キ また、上記カと同様の理由により荷さばき車両の店舗への出入りの際は、細心の注意を払って走行すること。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）について、次のとおり公表する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

1 都道府県知事保存本人確認情報の利用

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の15第1項第1号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	7
恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	64
地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実等の確認に関する事務	253,622
旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	3,430
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定による特定医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査等に関する事務	1,898
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当又は葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	302
児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	106
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	112
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付等の申請等に係る事	

実についての審査等に関する事務又は身体障害者手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	1,299
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査等に関する事務又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	654
知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者の判定に関する事務	280
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の申請等若しくは地域生活支援事業の実施に係る事実についての審査等に関する事務又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	26,646
家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務	19
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	2
電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による電気工事士免状の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務	306
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の規定による登録電気工事業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	16

(2) 住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第4項の規定による書類の写しの提出に関する事務	26
島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の規定による恩給の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	8
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の規定による浄化槽保守点検業者の登録等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	16
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	4
島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の規定による加入の承認の申込み、脱退一時金の支給の請求又は年金受給権者の死亡若しくは現況の届出に係る事実についての審査等に関する事務	342
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の規定による中小企業高度化資金の貸付申請又は債権管理に関する事務	32
採石法（昭和25年法律第291号）の規定による採石業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	3
砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による砂利採取業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	5

(3) 住民基本台帳法第30条の15第1項第3号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務	4

2 都道府県知事保存本人確認情報の提供

(1) 住民基本台帳法第30条の13第1項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供

提供先	事務の内容	提供件数

浜田市	特定非営利活動促進法の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	3
出雲市	特定非営利活動促進法の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	11
雲南市	特定非営利活動促進法の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	2

(2) 住民基本台帳法第30条の15第2項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供

提供先	事務の内容	提供件数
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による監査の請求に係る事実についての審査等に関する事務	1
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による放置違反金の納付等を命ぜられた者の生存の事実等の確認に関する事務	6

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関する裁判の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
益田市市原町イ677番7	畠	15,689 内7,645

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年2月1日	権利の始期から令和12年12月31日まで	30,580

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年1月9日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由
カ その他参考となるべき事項

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和8年1月9日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

1 河川名

(1) 一級河川斐伊川水系茹藻谷川（出雲市園町地内）
(2) 一級河川斐伊川水系新建川（出雲市斐川町莊原及び学頭地内）
(3) 一級河川斐伊川水系七日市川（出雲市斐川町学頭地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者

(1) 一級河川斐伊川水系茹藻谷川
ア 沖の島橋直下の左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
イ 沖の島橋直下の右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
ウ 排水機場上橋直下の右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
エ 排水機場上橋下流約5メートルの右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
(2) 一級河川斐伊川水系新建川
ア 町東大橋直下の右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
イ 莊原大橋直下の左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
ウ 莊原大橋下流約105メートルの右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
エ 莊原大橋下流約240メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
オ 出雲空港大橋下流約1,140メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
カ 出雲空港大橋下流約1,185メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
キ 出雲空港大橋下流約1,255メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
ク 出雲空港大橋下流約1,260メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
(3) 一級河川斐伊川水系七日市川
ア 七日市橋下流約10メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

3 当該措置の内容

当該船舶等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該船舶等の係留が河川法第24条の規定に違反しているため。

5 本件に関する問合せ先

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第二課 電話 0853-30-5634

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

島根県公安委員会規則第15号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の部第3条第2項（第31条の23において準用する場合を含む。）の項の次に次のように加える。

第4条第1項第8号口（第31条の23において準用する場合を含む。）	聴聞決定予定日の通知
-----------------------------------	------------

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の部第10条第2項（第78条第2項において準用する場合を含む。）の項の前に次のように加える。

第6条の4第2項（第74条の3において準用する場合を含む。）	聴聞決定予定日を記載した通知書の交付
--------------------------------	--------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議　会　告　示

島根県議会告示第6号

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

島根県議会議長 池 田 一

様式第2号、様式第11号及び様式第17号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（次項において「改正前の告示」という。）の規定により提出されている書類は、この告示による改正後の島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定により提出されたものとみなす。

3 改正前の告示の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

正　　誤

令和7年12月12日付け島根県報第677号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 13	箇所 島根県公安 委員会規則 第14号の様 式第18号中	誤 2 公安委員会の 教習修了者 で1年以上	正 2 公安委員会 の教習修了 者で1年以上
-----------	--	---------------------------------	---------------------------------